

【資料 1】

ケアワーカー情報発信事業動画制作業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

本要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施するケアワーカー情報発信事業動画制作業務（以下「本業務」という。）の委託に際し、企画提案競技により優れた提案及び能力を有し、最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

ケアワーカー情報発信事業動画制作業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」による

(3) 委託予定期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

(4) 委託費上限額

2, 7 6 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 実施日程

(1) 公募開始（実施要領等の公開）	令和 6 年 4 月 2 4 日（水）
(2) 実施要領等に関する質問の受付	令和 6 年 5 月 1 日（水）午後 5 時まで
(3) 上記質問に対する回答	令和 6 年 5 月 2 日（木）
(4) 参加資格確認申請書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）午後 5 時まで
(6) 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 2 4 日（金）午後 5 時まで
(7) 審査及び審査結果の通知	令和 6 年 6 月上旬（予定）
(8) 契約締結	令和 6 年 6 月下旬（予定）

4 参加資格

本委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格的要件（以下「参加資格」という。）を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日において、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式4）に質問内容を記載のうえ、秋田県長寿社会課（Chouju@pref.akita.lg.jp）へ電子メールにて提出すること。

なお、電子メールを送信した旨を必ず次の連絡先まで電話をすること。

連絡先：018-860-1364（秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム）

(2) 受付期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月1日（水）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一括して回答書に取りまとめ、令和6年5月2日（木）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の長寿社会課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

なお、質問書を提出した事業者への回答は、個別には行わない。

(4) 留意事項

- ①提出時のメールの件名は「公募型企画提案競技に係る質疑」とすること。
- ②評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加事業者数、参加事業者名、審査委員等）についての質問は受け付けない。
- ③定められた様式以外での質問は受け付けない。
- ④電子メール以外での質問は受け付けない。
- ⑤寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

6 参加申込方法及び結果の通知

(1) 提出書類

- ①企画提案競技参加資格確認申請書（様式1）
- ②会社概要整理票（様式2）
- ③過去2年間の主要業務実績書（様式3）

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

秋田県長寿社会課 (Chouju@pref.akita.lg.jp) へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールを送信した旨を必ず次の連絡先まで電話をすること。

連絡先：018-860-1364 (秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム)

(4) 確認結果

令和6年5月14日(火)までに電子メールにより通知を行う。

(5) 留意事項

①提出時のメールの件名は「公募型企画提案競技の参加資格確認申請について」とすること。

②提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

③提出期限を過ぎた場合は、書類の受理は行わない。

④参加資格確認申請後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失する。

⑤参加資格確認申請後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

①参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面(任意様式)により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時まで

イ 提出場所 秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。

②秋田県知事は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を説明する。

7 提案方法等

(1) 提出書類

①企画提案書

・サイズはA4判とし、別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ、表紙を除き20ページ以内で作成すること。

・原則 PDF ファイルにて提出すること。

②見積書(任意様式)

企画提案の内容を実施するための費用(総額は、2に示す契約上限額を超えない範囲とし、内訳も示すこと。)を明らかにすること。

③【様式6】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

(2) 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

秋田県長寿社会課 (Chouju@pref.akita.lg.jp) へ電子メールにて提出すること。

なお、電子メールを送信した旨を必ず次の連絡先まで電話をすること。

連絡先：018-860-1364（秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム）
※30MB を超える場合、セキュリティの都合によりファイルが受信できないため、大容量ファイル送付サービス等を使用して送付すること。

(4) 留意事項

- ①提出時のメールの件名は「企画提案書の提出について」とすること。
- ②提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ③提出できる企画提案書は、1者1案とする。
- ④提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替え及び撤回は認めない。

8 委託候補者の選定方法等に関する事項

本企画提案競技については、ケアワーカー情報発信事業動画制作業務公募型企画提案競技審査委員会が別に定める「ケアワーカー情報発信事業動画制作業務事業者評価基準」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(1) 審査方法

審査は、企画提案書によるプレゼンテーション（説明15分、質疑応答10分程度）により審査を行う。

(2) プレゼンテーションについて

①実施日

令和6年6月上旬（予定） ※日時については、改めて通知する。

②実施場所

秋田地方総合庁舎 6階会議室（予定）

※ただし、事業所が秋田県内に無い等、実地でのプレゼンテーションが困難であると認められる場合には、WEB会議方式とする。

③出席者

1者3名以内とする。

④説明資料等

提案内容の説明は、提出済みの提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。ただし、過去に自社で制作した動画実績については、当日会場での持ち込みとするほか、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細あるいは補足的に説明することは妨げない。

⑥貸出物品

机、椅子、電源、モニター、HDMI ケーブルについては、県で用意する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、事業者の負担において用意すること。

⑦その他

事業者が通知された時間までに参集しなかった場合には、審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。

(3) 委託候補者の選定方法

企画提案競技審査委員会における審査結果の第1順位者を、委託候補者として選定する。審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メールで通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の長寿社会課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(4) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含む）を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、県に対して書面により申立てをすることができる。

9 契約に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約保証金について

本委託の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこれを免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ契約時の仕様書として取り扱うものとする。ただし、本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させることができるものとする。

10 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。

(2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選考前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

(1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

(3) 提案内容に含まれる著作権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 本件の企画提案に係る一切の経費（プレゼンテーションへの対応を含む。）については、参加者の負担とする。

12 事務局

秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎2階）

電 話 018-860-1364 F A X 018-860-3867

E-Mail Chouju@pref.akita.lg.jp

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月24日から施行する。

（失効）

2 この要領は、本業務委託契約締結の日をもって、その効力を失う。